

刈谷市都市交通協議会の傍聴に関する基準

1 目的

この基準は、刈谷市附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、刈谷市都市交通協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴人の制限

傍聴人の定員は、5人とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、変更することができる。

3 協議会の会議室に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、協議会の会議室（以下「会議室」という。）に入ることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙等の意思を表示する物を携帯している者
- (5) 楽器等の大きな音のする物を携帯している者
- (6) そのほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等は
この限りではない。
- (5) 携帯電話等の音を発する機器を用い、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) そのほか、会議室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

5 写真撮影、録画、録音等の禁止

傍聴人は、会議室において写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

6 傍聴人の退場

傍聴人は、非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

7 秩序の維持

(1) 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は協議会の事務局職員に指示させることができる。

(2) 会長は前項の指示をし、又は協議会の事務局職員に必要な指示をさせたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

附 則

この基準は、令和5年7月10日から施行する。